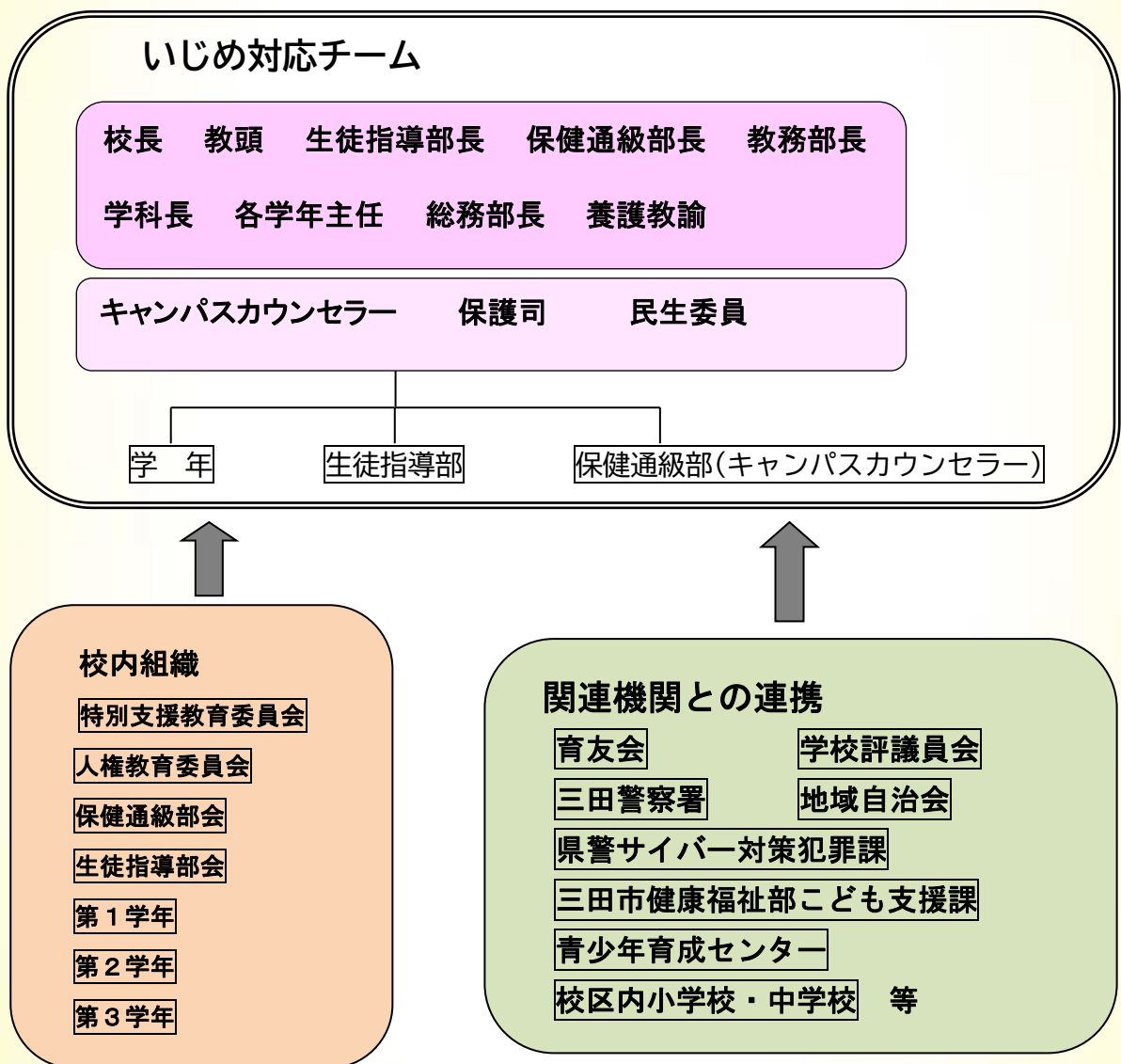


校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題も含めあらゆるトラブルへの組織的な取り組みを推進していくため、それぞれの問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームの構成員>

※「いじめ対応チーム」の構成員は「心のサポート教育相談委員会」と同じとする。



※ いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1～2回行う。

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。